

議案 24 議案 25 税賦課徴収条例・都市計画税条例の一部改正

令和 8 年度地方税制改正に伴う税賦課徴収条例・都市計画税条例の一部改正の概要

■個人市民税に関するもの

【施行日：令和 9 年 1 月 1 日】

○引用する条文の項ずれに伴う規定の整備を行うもの

（成田市税賦課徴収条例第 3 6 条の 2 及び第 3 6 条の 3 の 2 関係）

○個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書

（成田市税賦課徴収条例第 3 6 条の 3 の 3 関係）

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し等に伴う改正を行うもの

○適用期限の延長に伴う改正を行うもの

・ 特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例

（成田市税賦課徴収条例附則第 6 条関係）

・ 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除

（成田市税賦課徴収条例附則第 7 条の 3 関係）

【施行日：令和 1 0 年 1 月 1 日】

○復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正を行うもの

・ 寄附金税額控除

（成田市税賦課徴収条例第 3 4 条の 7 関係）

・ 寄附金税額控除における特例控除額の特例

（成田市税賦課徴収条例附則第 7 条の 4 関係）

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例

（成田市税賦課徴収条例附則第 1 7 条の 2 関係）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に、当該土地等が地すべり防止区域等に存するときは、本件特例の適用ができないこととする見直し等に伴う改正を行うもの

【施行日：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日】

○寄附金税額控除における特例控除額の特例

（成田市税賦課徴収条例附則第7条の4関係）

特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備を行うもの

○特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例

（成田市税賦課徴収条例附則第20条の3関係）

特定暗号資産取引に係る課税について、所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を他の所得と分離して行うもの

■固定資産税等に関するもの

【施行日：令和9年4月1日】

○免税点の引上げ

（成田市税賦課徴収条例第55条関係）

固定資産税の免税点の引き上げに伴い規定の整備を行うもの

	現行	改正後
土地	30万円	30万円
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

【施行日：公布の日】

○地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の追加

（成田市税賦課徴収条例附則第10条の2及び第10条の3並びに成田市都市計画税条例附則第6項から第20項関係）

特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準及びバリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る税額の特例措置について、新たな対象及び参酌基準の割合で規定するとともに引用する条文の項ずれに伴う規定の整備を行うもの

わがまち特例に係る改正概要について【固定資産税】

平成24年度地方税法改正において、地方税の特例措置として、地方自治体の自主的な判断を拡大する観点から、国が全国一律に定めた課税標準の特例割合を地方自治体の条例で決定できる仕組みが導入されました。

令和8年度地方税法「わがまち特例」改正の概要

I 特定再生可能エネルギー発電設備(改正)

- ①太陽光発電設備 (旧)税条例附則第10条の2第3項・同条第8項 (R6.4.1～R8.3.31)
(新)税条例附則第10条の2第3項 (R8.4.1～R11.3.31)

法改正前 (条例)	法改正後	法改正後割合	法改正後 (条例)(案)
4分の3 (1000kw以上) (参酌基準)	法附則第15条第24項第1号イ	2分の1を参酌して 3分の1以上 3分の2以下	2分の1 (参酌基準)
3分の2 (1000kw未満) (参酌基準)	一定の補助金を受けた者により製造される次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池)		

- ②風力発電設備 (旧)税条例附則第10条の2第4項・同条第9項 (R6.4.1～R8.3.31)
(新)税条例附則第10条の2第7項 (R8.4.1～R11.3.31)

法改正前 (条例)	法改正後	法改正後割合	法改正後 (条例)(案)
3分の2 (20kw以上) (参酌基準)	法附則第15条第24項第3号イ	3分の2を参酌して 2分の1以上 6分の5以下	3分の2 (参酌基準)
4分の3 (20kw未満) (参酌基準)	特定の事業計画に基づいて整備する特定風力発電設備		

- ③水力発電設備 (旧)税条例附則第10条の2第10項・同条第11項 (R6.4.1～R8.3.31)
(新)税条例附則第10条の2第4項・同条第9項 (R8.4.1～R11.3.31)

法改正前 (条例)	法改正後	法改正後割合	法改正後 (条例)(案)
4分の3 (参酌基準)	法附則第15条第24項第4号 出力が5000kw以上の特定水力発電設備	4分の3を参酌して 12分の7以上 12分の11以下	4分の3 (参酌基準)
2分の1 (参酌基準)	法附則第15条第24項第1号ロ 上記以外の特定水力発電設備	2分の1を参酌して 3分の1以上 3分の2以下	2分の1 (参酌基準)

④地熱発電設備 (旧)税条例附則第10条の2第5項・同条第12項 (R6.4.1～R8.3.31)
(新)税条例附則第10条の2第5項・同条第8項 (R8.4.1～R11.3.31)

法改正前 (条例)	法改正後	法改正後割合	法改正後 (条例)(案)
2分の1 (参酌基準)	法附則第15条第24項第1号ハ 出力が1000kw以上の特定地熱発電設備	2分の1を参酌して 3分の1以上 3分の2以下	2分の1 (参酌基準)
3分の2 (参酌基準)	法附則第15条第24項第3号ロ 上記以外の特定地熱発電設備	3分の2を参酌して 2分の1以上 6分の5以下	3分の2 (参酌基準)

⑤バイオマス発電設備 (旧)税条例附則第10条の2第6項・同条第7項・同条第13項 (R6.4.1～R8.3.31)
(新)税条例附則第10条の2第6項 (R8.4.1～R11.3.31)

法改正前 (条例)	法改正後	法改正後割合	法改正後 (条例)(案)
2分の1 (1万kw未満) (参酌基準) 3分の2 (1万kw以上 2万kw未満) (参酌基準) 7分の6 (1万kw以上 2万kw未満 (参酌基準) ※一定の設備	法附則第15条第24項第1号ニ 出力が1万kw未満の特定バイオマス発電設備	2分の1を参酌して 3分の1以上 3分の2以下	2分の1 (参酌基準)

Ⅱバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置の拡充 (新設)
(旧)法附則第15条の11第1項 (H30.4.1～R8.3.31)
(新)税条例附則第10条の2第17項 (R8.4.1～R11.3.31)

	法改正前	法改正後	法改正後 (条例)(案)
対象建築物	特別特定建築物 (劇場・音楽堂等に限る)	特別特定建築物 全般 (一定の補助を受け、バリアフリー化改修を行ったもの)	3分の1 (参酌基準)
対象基準	3分の1 (参酌基準なし)	3分の1を参酌して 6分の1以上 2分の1以下	